

平成 17 年 12 月府議会定例会

請願文書表

## 平成17年12月定例会請願書受理一覧表

調査課

付託委員会名	件数	備考（分割したもの）
総務常任委員会	1	
厚生労働常任委員会	5	2
文教常任委員会	8	2
農林商工常任委員会	—	
建設常任委員会	—	
警察常任委員会	—	
計	14	2（延べ4件）

受理番号	第 776 号	受理年月日	平成17年12月 7日	付託委員会	総務常任委員会
請 願 者	全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連） 京都地方連合会 執行委員長 上 廣 豊 司	紹 介 議 員	新 井 進 原 田 完		
件 名	印刷物入札に関する請願				
要 旨	近年全国の自治体で入札制度を巡る問題が表面化している。運用の硬直化と制度の不備が制度疲労とでもいうべき状態になっていると私たちは考える。特に私たちの税金による公契約という観点に立てば、より透明で公平・公正な制度とその運用に改められなければならない。国際的には行き過ぎた市場競争原理の矛盾に対して企業の社会的責任経営（CSR）が問われている。ここでいうCSRとは、企業経営に「人権」、「環境」、「労働基準」の遵守（コンプライアンス）を求めるもので、税金の執行機関である行政各組織には、公契約の立場から公共事業の発注に当たり、その指導監督責任があるといえる。 このような改善の機運の中で、京都府は2003年6月「京都府入札監視委員会」を設置し、監視委員会は、本年社会問題となった橋梁談合事件に関連した府発注工事の入札2件について入札延期の勧告を行っている。しかし、この監視委員会は「予定価格250万円以上の建設工事」という審査対象制限が付されている。私たちの税金の執行に関して特定の業種に限定する合理性がどこにあるだろうか。また、京都市では既に実施している印刷入札での予定価格公開も京都府はいまだに実施していない。このような制度・運用面での改善について、私たち関連産業の労働組合は、次の事項について請願する。				

- 1 印刷物の入札に当たり、予定価格500万円を超える案件は「物品調達」から「製造請負」に改め、「最低制限価格制度」の導入を行うこと。
- 2 京都府入札監視委員会の主管を土木建築部から改め、審査の対象を「予定価格250万円以上のすべての入札発注」とすること。
- 3 印刷物入札では予定価格の公開を行うこと。
- 4 予定価格の積算基準を公開し、社会的な経済実態に即したものとすること。
- 5 入札参加企業には「労働諸法令遵守の誓約書」の提出を義務づけ、落札企業に対するCSR基準遵守の指導監督を行うこと。

受 理 番 号	第 767の1号	受理年月日	平成17年12月 7日	付託委員会	厚生労働常任委員会
請 願 者	京都障害児・者の生活と教育を豊かにする会 代表 安武真理 ほか29,034名			紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 加味根 史 朗 山 内 佳 子 島 田 敬 子
件 名	障害のある子どもの放課後生活と子育て支援の拡充に関する請願				
要 旨	<p>ノーマライゼーションの進展とともに障害児の社会参加も広がりつつある。          しかし、毎日の放課後や休日、長期の休みになると障害のない同世代の子どもたちとは違った生活を送らざる          をえないのが実態である。</p> <p>また、障害児のいる家庭では、共働きをしたくても困難な状況にある。障害のある子どもたちが、地域で放課後や休日も生きいき          暮らせるよう、行政の条件整備が求められている。</p> <p>昨年12月に策定された京都府の「障害者自立支援計画」～障害のある人が地域社会で自ら「かがやいて」生きるために～には、          3つめの柱として「地域生活の場の確保」があげられ、「障害のある子どもが放課後等を楽しめる場が地域に少ないとため、制度や場          所の確保等、放課後の充実を図ります。」と記されている。</p> <p>については、京都府において上記の計画の目標をより具体化するものとして、障害児の放課後生活と子育て支援の拡充の実現のため、          次の事項について請願する。</p>				
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主運営の「障害児学童保育」を放課後支援事業として制度化すること。また、15年間据え置かれている心身障害児季節療育支              援事業の補助金を大幅増額すること。</li> <li>2 障害児タイムケア事業を各市町村で取り組めるよう補助単価の引き上げや予算の増額を国に働きかけること。</li> <li>3 児童デイサービス、ショートステイを拡充すること。</li> <li>4 障害者福祉制度への「応益負担」導入に反対し、公的保障を拡充すること。</li> </ol>				

受 理 番 号	第 771 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	京都ひきこもりと不登校の家族会ノンラベル 代表 田 井 美 幸	紹 介 議 員	西 田 昌 司 角 替 豊 多 賀 久 雄 上 田 秀 男 北 岡 千 は る		
件 名	高機能広汎性発達障害（児）者への民間の療育・支援活動への援助に関する請願				
要 旨	平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」（以下「法」という。）は、発達障害を有する本人および家族に対する支援体制の整備につながるものであり、今後の具体的な施策の策定・実施を期待するものである。 この法では、「『発達支援』とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう」とされ、第3条第2項では「国及び地方公共団体は、（略）発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする」とされている。また、第20条では、「国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする」とされている。 これまで、法が定義するところの「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」などの、とりわけ思春期・青年期・成人期への支援を行う機関・施設は極めて少なく、公的なものとしては、法で設置・指定が定められた「発達障害者支援センター等」での取組を待つところである。民間においては「ひきこもり」の方々への支援団体等が、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」の方々への支援をはじめているが、現状では独自の活動としてすすめられているのが実態である。 については、法で定められた「発達障害者を支援するため行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮する。」という規定に基づいて、行政による民間団体への連携と必要な支援が行われるよう、次の事項について請願する。				

- 1 「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」などの、とりわけ思春期・青年期・成人期への支援を行う民間団体との連携を強める取組をすすめること。
- 2 同民間団体の取組への財政的支援を行うこと。

受 理 番 号	第 775の1号	受理年月日	平成17年12月 7日	付託委員会	厚生労働常任委員会
請 願 者	京都府学生自治会連合 代表 納 富 章 宏	紹 介 議 員		光 永 敦 彦 加味根 史 朗 島 田 敬 子	
件 名	学生への雇用政策に関する請願				
要 旨	<p>先日、厚生労働省と文部科学省が発表した06年春卒業予定の大学生の就職内定率は、65.8%（10月1日現在）と前年同期に比べ改善はしているものの、学生の就職難の問題は依然深刻である。この問題の本格的な解決は、学生にとってはもちろん、日本社会の健全な発展にとっても必要なものである。</p> <p>現在、政府の青年学生への雇用対策は、青年学生に対する職業意識の啓発や職業訓練、就職支援についてのものがほとんどである。しかし、この問題の根本には、企業の側が新規正規雇用を抑制し、労働力をパート、アルバイト、派遣、請負などの非正規雇用へと置き換えてきたこと、また政府も労働者派遣事業の規制緩和をおこない、企業のそうした非正規への置き換えを応援してきたという事実がある。したがって、学生の就職難の解決には、職業支援と同時に、企業側にその社会的責任を果たさせるため、日本政府から強くはたらきかけをおこなうべきである。</p> <p>また現在、就職活動の早期化・長期化が進み、大学3年生の後期から就職活動をおこなわなくてはならない。しかし、私たち学生には4年間の大学生活があり、本来ならばその時間の中で学ぶ権利もまた等しく保障されなければならないものである。さらに、学生の就職活動に必要な費用が、非常に大きなものとなり学生を苦しめている。例えば、就職活動に必要な交通費は、以前は企業側の負担となっていたものであるが、現在は、ほとんどすべて学生個人の負担となっており、東京など遠方でおこなわれる面接や説明会に何回も参加すると、すぐに数十万円のお金が交通費として必要になる。「就職活動が忙しく大学の授業にでられない」、「お金がなく、就職活動が制限される」。こうした問題の解決のため、就職活動のルール（就職協定）づくりが求められている。</p> <p>以上のことから、学生の就職難を打開し、学生の学ぶ権利を守るために、府議会が積極的な役割を果たしてほしいと考えている。については、現在の学生の就職難、就職活動をめぐる問題の解決のため、次の事項について国に意見書を提出されるよう請願する。</p>				
1	学生新卒者の正規雇用の拡大、安い非正規雇用への置き換えをやめることなどについて、大企業、事業者団体に働きかけをおこなうこと。				
2	学業と両立できる就職活動のルール（就職協定）づくりを行うこと。				

受 理 番 号	第 777 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	新日本婦人の会八幡支部 代表 大 谷 千 恵 ほか914名	紹 介 議 員		島 田 敬 子 加味根 史 朗 前 窪 義由紀	
件 名	八幡市に小児科夜間救急診療の指定病院を求めることに関する請願				
要 旨	子育ての大きな不安のひとつに、子どもの病気がある。子どもは抵抗力が弱いため病気にかかりやすく、早期発見、早期治療が生死を分けることになる。  特に夜間に子どもの体調が悪くなると、不安になり気も動転してしまう。  ところが、現在八幡市には「小児の夜間救急指定病院」がなく、宇治市や枚方市まで行かなくてはならない。  かけがえのないかわいい子どもの命を守ることは社会の責務である。  については、安心して子育てができる環境を整えるため、次の事項について請願する。  八幡市内に小児科夜間救急診療の指定病院を設置すること。				

受 理 番 号	第 778 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	新日本婦人の会京都府本部 代表 末 松 弘 子 ほか4,979名	紹 介 議 員	島 田 敬 子 加味根 史 朗		
件 名	乳幼児医療費を通院も就学前まで無料化を求めるにに関する請願				
要 旨	<p>乳幼児医療の無料化を求める父母の声の高まりにより、京都府では2003年9月から、就学前までの子どもの医療費が、入院については無料となった。しかし、通院については月8千円を超える額のみが無料となったが、基準が高いために該当する子どもの数はわずかにとどまっている。</p> <p>子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いので重症化することも多いため、病気の早期発見、早期治療を支える環境が非常に大切である。そのためには、早期の段階で気軽に受診できるよう、医療費の心配をなくすことが、大きな子育て支援にもなる。</p> <p>現在、8千円以下についても独自に支援するなど市町村の努力が広がっているが、その制度内容には大きな格差がある。どこに生まれ、住んでいても、子どもは等しく大切に育てられなければならない。</p> <p>については、現行制度の改善を求め、次の事項について請願する。</p> <p>就学前までの子どもを対象とする府の医療制度を、通院についてもすべて無料にすること。</p>				

受 理 番 号	第 767の2 号	受 理 年 月 日	平成17年12月 7日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都障害児・者の生活と教育を豊かにする会 代表 安 武 真 理 ほか29,034名	紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 加味根 史 朗 山 内 佳 子 島 田 敬 子		
件 名	障害のある子どもの放課後生活と子育て支援の拡充に関する請願				
要 旨	ノーマライゼーションの進展とともに障害児の社会参加も広がりつつある。 しかし、毎日の放課後や休日、長期の休みになると障害のない同世代の子どもたちとは違った生活を送らざる をえないのが実態である。 また、障害児のいる家庭では、共働きをしたくても困難な状況にある。障害のある子どもたちが、地域で放課後や休日も生きいき 暮らせるよう、行政の条件整備が求められている。 昨年12月に策定された京都府の「障害者自立支援計画」～障害のある人が地域社会で自ら「かがやいて」生きるために～には、 3つめの柱として「地域生活の場の確保」があげられ、「障害のある子どもが放課後等を楽しめる場が地域に少ないため、制度や場 所の確保等、放課後の充実を図ります。」と記されている。 については、京都府において上記の計画の目標をより具体化するものとして、障害児の放課後生活と子育て支援の拡充の実現のため、 次の事項について請願する。  障害児学校寄宿舎を子どもの自立と子育て支援のため活用させること。				

紹介 共産

賛成 共産 不採択

受 理 番 号	第 768 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	加 藤 恵 美 ほか28,138名	紹 介 議 員		前 窪 義由紀 本 庄 孝 夫 山 内 佳 子	
件 名	府立養護学校の再編整備計画に基づく「南部地域実施計画」の抜本的見直しを求めることに関する請願				
要 旨	2005年7月21日、定例教育委員会が開催され、養護学校再編整備計画（案）は、「府立養護学校の再編整備計画に基づく南部地域実施計画」となり、南部（宇治市、八幡市）に養護学校を2校新設するとした。京都府南部の障害のある子どもたちは、市町村を越えた長時間バス通学を強いられたり、古い校舎に多人数の子どもたちが詰め込まれ過密状態になるなど、長い間劣悪な教育条件の中で学校に通ってきた。従って養護学校建設運動を進めてきた私たちにとって今回の発表は大変うれしいものであった。ところが、この「実施計画」では、京都府知事が2001年12月府議会で養護学校の新設を表明してからなんと10年も新設を待つこととなる。建設計画（開校）が今後5年、6年先では子どもたちに引き続き困難を強いることになる。中学生の子どもは、困難な教育条件のまま卒業してしまう。これでは遅すぎる。 については、21世紀の京都府の障害児教育が真に子どもたちの発達保障を実現するよう、今回の「実施計画」を抜本的に見直し、次の事項について請願する。				
1	長時間通学、過密状態は学校での体調不良の原因となる。特に医療ケアの必要な子どもたちは、体調への配慮が必要であり、長時間通学が大きな負担となっている。また、南山城養護学校は過密のため、プレイルームや特別教室は普通教室に転用され、廊下やピロティーなどで授業することも日常的に行われている。これでは子どもの人権が守られているとはいえない。5年後、6年後の新設は遅すぎる。長時間通学、過密を解消するため、早期に養護学校を建設すること。				
2	現在、60人以上の城陽市の子どもたちは、南山城養護学校に通学している。今回の「実施計画」でも城陽の子どもたちは宇治新設養護学校に通学するとされている。城陽市の子どもたちが、全員城陽市で学べるようにすること。				
3	桃山養護学校が閉校になると、隣接する桃山学園の子どもたちの通学は、片道40分以上のバス通学となる。教育条件の後退により、さまざまな困難が生じる。桃山学園の子どもたちの教育と生活を今までどおり保障するため桃山養護学校を存続させること。				
4	寄宿舎、専攻科、幼稚部を設置し、真に地域のセンター的役割を果たせる養護学校をつくること。				

受 理 番 号	第 769 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	子どもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 藤本 雅英 ほか56,378名	紹 介 議 員		本 庄 孝 夫 山 内 佳 子 前 窪 義由紀	
件 名	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめることに関する請願				
要 旨	中央教育審議会は、義務教育費国庫負担金を現行どおり維持するよう答申したが、小泉内閣が推進する「三位一体改革」のなかで、負担金の削減や負担率の引き下げなどの可能性が出てきている。国が義務教育への責任を果たし、水準を維持するよう府教育委員会からも強く要望されるようお願いする。 ことし明らかにされた子どもの学力をめぐっての国際比較では、日本の子どもの学力低下とともに「勉強が楽しいと強く思う」子どもたちが平均を大きく下回り、学力だけではなく学習意欲の低下についても格差が拡大していることが指摘されている。 いま、「一人ひとりがわかるまで教えてほしい」、「一人ひとりが自らの進路を選択できる確かな学力を」の願いはますます大きくなっている。30人学級の実現は、その願いにこたえる緊急で切実な課題である。今年度、全国45道府県の自治体で実施されるまでに広がった30人・少人数学級を、今こそ国の責任で実施すべき時である。 京都府では、高校においては「40人学級で『1学年8学級程度』が適正規模」という府教委の方針のもとで、山城地域の府立高校統廃合が一方的に進められようとしている。しかも、そのこととリンクさせたために養護学校新設が5年も6年も先延ばしになるという問題もおきている。 また、国民の一世帯あたりの平均所得が7年連続で減少し、子どもたちの学習と生活困難の度が増しているなかで、就修学保障の充実や教育費の父母負担を軽減することも、緊急の課題である。 については、憲法・教育基本法の理念を生かし、子どもの豊かな成長と教育の前進にむけ、次の事項について請願する。				

- 1 京都府の責任で小・中・高の30人以下学級（高校職業科25人・定時制20人）をすみやかに実現すること。その制度化を国にも働きかけること。
- 2 山城地域の一方的な高校統廃合計画を撤回すること。地域の高校を存続・発展させ、教育条件を整備すること。
- 3 宇治・城陽・八幡の各地域に早急に養護学校を建設すること。
- 4 義務教育費国庫負担制度の堅持を国に働きかけること。
- 5 教育費を増額して、教育費の父母負担軽減、就・修学援助制度や授業料減免制度の充実、私学助成の大幅増をすること。

受 理 番 号	第 770 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	子どもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 藤本 雅英 ほか1,124名	紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 山 内 佳 子		
件 名	高校生の通学費補助制度の充実を求めることに関する請願				
要 旨	長引く深刻な不況や「構造改革」のもとで、失業・倒産など保護者の雇用や家庭の経済状況の悪化が一段と深刻になるなか、保護者の教育費負担は増大し、高校生の学習権を脅かす事態が進行している。授業料をはじめ、それ以外の学校納付金や教材費・部活動などの必要経費もかなりの額にのぼっており、滞納が長期化したり、経済的な理由で退学した生徒や修学旅行の参加をとりやめた生徒も少なくない。そうしたなかで、「特色ある高校づくり」や「高校入試制度改革」によつて通学圏が拡大し、通学費の経済的負担もますます重くなっている。 とりわけ交通過疎地域においては、「パートで働く収入より、子どもの送り迎えをしたほうが経済負担が少ないので、家族が子どもの送り迎えをしている」、「授業料よりはるかに通学費の負担が大きい」、「通学費の負担に耐えきれなくて高校をやめる生徒がいる」など深刻な事態となっている。また、週4日通学している昼間定時制の生徒や長期休業中の通学時には、定期券より割安な回数券を利用している場合があるが、回数券は補助対象から外されており、回数券もその対象となるよう改善の要望が出されている。さらに、中高一貫の府立中学校に通う中学生もかなり広範囲から通学しており、通学費補助制度の適用を求める声があがっている。 府の施策として「府立高校授業料減免特例措置の継続」や「京都府高校生等修学支援事業」などが実施されているが、少なくない家庭で通学費の負担に耐えきれなくなってきた実態がある。				

については、次の事項について請願する。

- 1 次のとおり「通学費補助金」の支給対象者の要件等を緩和すること。
  - (1) 所得基準額の緩和
  - (2) 定期券購入額からの控除額（現行月額22,100円）の引き下げ
  - (3) 回数券利用者への補助対象拡大

紹介 共産

賛成 共産 不採択

- (4) 府立中学校生徒への適用拡大
- 2 「通学費補助金」の支給額を増額すること。
- 3 「通学費補助金」の支給回数（現行9月と2月の2回）を増やすこと。

受 理 番 号	第 772 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都府立高等学校教職員組合 執行委員長 寺内 寿 ほか883名			紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 山 内 佳 子
件 名	養護教諭の正規複数配置を求めることに関する請願				
要 旨	<p>こころや身体の不調を訴えて保健室へ来る生徒が増えている。</p> <p>2001年4月から実施された、第7次（高校第6次）定数改善計画（5ヶ年計画）では、生徒数が801名以上の高校（課程）に養護教諭2名を配置する基準となった。</p> <p>2005年度、京都府立て、生徒数801名以上の高校が21校ある。そのうち、養護教諭が2名配置されていないのは、洛北高校・嵯峨野高校・桃山高校・北稜高校・菟道高校・城陽高校・西乙訓高校・西舞鶴高校・東舞鶴高校・峰山高校の10校である。また、朱雀高校通信制においては、健康に課題を持つ生徒が1,000人以上在籍しており、養護教諭の2人以上の配置が必要である。</p> <p>また、養護教諭が2名配置となっている学校においても、正規採用の養護教諭が2名配置されているのは、洛西高校と亀岡高校の2校のみである。</p> <p>生徒への健康教育や健康支援を継続して行い、2名配置の利点を十分に發揮するためには、1年限りで代わっていく講師ではなく正式採用者を配置されたい。</p> <p>については、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒数が801名以上の京都府立高校（課程）に、養護教諭を2名配置すること。</li> <li>2 養護教諭の複数配置にあたっては、正規の養護教諭を配置すること。</li> </ol>				

受 理 番 号	第 773 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都府学生自治会連合 代表 納 富 章 宏	紹 介 員		光 永 敦 彦 山 内 佳 子 本 庄 孝 夫	
件 名	「2006年問題」に関する請願				
要 旨	現在、日本の高等教育における高学費政策は、経済的理由による教育上の差別を生じさせ、教育の機会均等を損なうまでの事態を引き起こしている。国際的に見ても、日本の高学費は突出して異常なものであり、その解決を願う学生や父母の願いはきわめて切実なものとなっている。				

今日では学費の無償化が世界の流れであり、そのことを示すのが国際人権規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、社会権規約) 第13条第2項、いわゆる学費無償化条項である。ところが、日本は、この条項の2つの項目について、「拘束されない権利を留保する」としている。

このことについて国連社会権規約委員会は、上記のような日本の状況に鑑み、その留保を撤回するよう強い勧告を出した。歴史的に政府は、この留保について、将来諸般の状況をみて判断するという立場に立ってきた。その立場に立つならば、その撤回が内外から強く求められる現在のような情勢の中でこそ、真剣な検討が行われなければならないはずである。ところが、勧告を受けて以後、どのような議論が行われ、どういった方針で対応するのかということが一向に明らかにされていない。その中で、回答を行う次回報告の期限が迫り、現状に危ぐの念が高まっている。

については、以上のことから、教育の機会均等を保障し、学生が大学で学ぶ権利を守るために、次の事項について請願する。

国際人権規約（社会権規約）に対する日本政府の留保の撤回を求める国連社会権規約委員会からの勧告（「2006年問題」）を受け、国に検討状況を明らかにすることを求めるとともに、異常な高学費政策を改め、同規約第13条第2項（c）への批准を求める意見書を提出すること。

受 理 番 号	第 774 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 12 月 7 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都府学生自治会連合 代表 納 富 章 宏	紹 介 議 員		光 永 敦 彦 山 内 佳 子 本 庄 孝 夫	
件 名	私学助成の抜本的増額に関する請願				
要 旨	今日、日本の大学、とりわけ私立大学における異常な高学費は、学生の大学における勉学や生活の環境をきわめて厳しいものとしている。				
<p>今日では、「学費や生活費を稼ぐためのアルバイトで授業にまともに出席できない」、「経済的理由により課外・自主活動に参加することができない」という学生の切実な声をいたるところで聞くことができる。学生の大学における学びと成長が、経済的困難によって制限されることは、学生個々人にとっての問題であるばかりでなく、将来の社会を担っていくという学生の位置付けから、社会的にも重大な問題であると考えられる。</p>					
<p>また、学費負担が困難であることを理由に、大学で学ぶ機会そのものを奪われてしまうという事態も起こっている。こういった状況は、「教育の機会均等」を定めた憲法・教育基本法と照らして、あってはならないことである。</p>					
<p>このような状況にも関わらず、私立大学の学費は非常に高額であり、一部には更なる値上げを続けている大学もある。これは、個々の大学における経営方針の問題というだけではなく、国の大学政策を背景に生じている問題である。とりわけ、「私立学校振興助成法」に定められた経常費補助の圧倒的な貧困さにより、財政の大部分を学費に依存せざるをえないという構造になっていることが問題の根本となっている。</p>					
<p>誰もがお金の心配をせず、大学で思い切り学ぶことができるよう、この問題の解決が強く望まれている。京都府に学ぶ学生の勉学・生活条件を守るため、積極的な役割を果たされるよう、次の事項について請願する。</p>					
<p>私立大学の学費を低減し、学生の勉学・生活条件を守るため、国に私学助成の抜本的増額を求める意見書を提出すること。</p>					

紹介 共産  
賛成 共産 不採択

受 理 番 号	第 775の2 号	受 理 年 月 日	平成17年12月 7日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都府学生自治会連合 代表 納 富 章 宏	紹 介 議 員		光 永 敦 彦 加味根 史 朗 島 田 敬 子	
件 名	学生への雇用政策に関する請願				
要 旨	先日、厚生労働省と文部科学省が発表した06年春卒業予定の大学生の就職内定率は、65.8%（10月1日現在）と前年同期に比べ改善はしているものの、学生の就職難の問題は依然深刻である。この問題の本格的な解決は、学生にとってはもちろん、日本社会の健全な発展にとっても必要なものである。 現在、政府の青年学生への雇用対策は、青年学生に対する職業意識の啓発や職業訓練、就職支援についてのものがほとんどである。しかし、この問題の根本には、企業の側が新規正規雇用を抑制し、労働力をパート、アルバイト、派遣、請負などの非正規雇用へと置き換えてきたこと、また政府も労働者派遣事業の規制緩和をおこない、企業のそうした非正規への置き換えを応援してきたという事実がある。したがって、学生の就職難の解決には、職業支援と同時に、企業側にその社会的責任を果たさせるため、日本政府から強くはたらきかけをおこなうべきである。				
	また現在、就職活動の早期化・長期化が進み、大学3年生の後期から就職活動をおこなわなくてはならない。しかし、私たち学生には4年間の大学生活があり、本来ならばその時間の中で学ぶ権利もまた等しく保障されなければならないものである。さらに、学生の就職活動に必要な費用が、非常に大きなものとなり学生を苦しめている。例えば、就職活動に必要な交通費は、以前は企業側の負担となっていたものであるが、現在は、ほとんどすべて学生個人の負担となっており、東京など遠方でおこなわれる面接や説明会に何回も参加すると、すぐに数十万円のお金が交通費として必要になる。「就職活動が忙しく大学の授業にでられない」、「お金がなく、就職活動が制限される」。こうした問題の解決のため、就職活動のルール（就職協定）づくりが求められている。				
	以上のことから、学生の就職難を開拓し、学生の学ぶ権利を守るために、府議会が積極的な役割を果たしてほしいと考えている。については、現在の学生の就職難、就職活動をめぐる問題の解決のため、次の事項について国に意見書を提出されるよう請願する。				
	学業と両立できる就職活動のルール（就職協定）づくりを行うこと。				

紹介 共産  
賛成 共産 不採択